

## 保険法現代化が生命保険実務に与える影響

第一生命保険相互会社

田口 城

### 1. はじめに

現在、わが国は、急速に進展する少子高齢化を受け、社会環境等の面において、大きな転換期を迎えている。この転換期を乗り越え、豊かな社会を実現するため、不確実な将来に対する不安を安心に変えるフレームワークが重要と思われる。この点、将来の不安に対し、最小のコストで効率的な備えを用意する機能が生命保険であるといえる。現在、生命保険の世帯加入率は約 90%に達しており<sup>1</sup>、社会保障制度を補完し、国民経済・国民生活の中で大きな役割を占める<sup>2</sup>が、今後、生命保険の社会的役割や責任は、益々大きくなると思われる。保険法現代化の下、生命保険会社には迅速・確実な保険金のお支払いと、多様なニーズに対応した商品・サービスの提供への不断の努力が求められていくことになると思われる。

法制審議会保険法部会（部会長：山下友信東京大学教授）は、平成 18 年 11 月以降、商法保険法（商法第 2 編第 10 章「保険」）の現代化に向けた審議を行ってきたが、平成 19 年 8 月 8 日、その結果を「保険法の見直しに関する中間試案」（以下「中間試案」）として取りまとめた。その後、中間試案は一部修正の上、パブリックコメントの手續に付され、現在、次期通常国会への法案提出を目標に、最終段階の審議が行われている。本稿では、中間試案および「保険法の見直しに関する中間試案の補足説明」（以下「補足説明」）の中で生命保険実務に与える影響が特に大きいと考えられる論点について検討することとしたい。

---

<sup>1</sup> 生命保険文化センター『生命保険に関する全国実態調査＜速報版＞』8 頁（生命保険文化センター、平成 18 年）

<sup>2</sup> 平成 16 年度の死亡保険金の支払総額は約 4 兆円であり、社会保障給付の遺族給付額 6 兆円を補完する役割を果たしている（生命保険協会HP「生命保険事業概況」、日本郵政公社「簡易保険のディスクロージャー冊子」（平成 17 年）、日本共済協会「共済年鑑」（平成 17 年）、国立社会保障・人口問題研究所HP「社会保障関係」）。

【資料 1】人口関連主要指標

年次	総人口 (万人)	65 歳以上 比率 (%)	平均寿命 (歳)		出生率 (%)
			男	女	
1970	10,372	7.1	69.3	74.7	2.13
1980	11,706	9.1	73.4	78.8	1.75
1990	12,361	12.1	75.9	81.9	1.54
2000	12,693	17.3	77.6	84.6	1.36
2005	12,777	20.1	78.5	85.5	1.26
2006	12,775	20.7	—	—	1.32
2015	12,543	26.9	80.2	87.1	1.22
2025	11,927	30.5	81.4	88.2	1.23

(出所) 総務省「国勢調査」、厚生労働省「人口動態統計」等。予測は社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」「日本の世帯数の将来推計」

## 2. 保険約款全般への影響

商法保険法は、明治 32 年に制定された後、明治 44 年に一部改正がなされた後、約 100 年間、実質的な改正は行われていない。これは、商法保険法の多くが任意規定にすぎないこと<sup>3</sup>が理由と言われている<sup>4</sup>。なぜならば、法律改正がなくとも、保険約款の内容が類似化すれば、機動的な取引ルールの形成は可能であり、また当事者の紛争解決の調整は、保険約款の合理的解釈という形で、判例法理により規律することが可能であるからである。しかし、以前は監督官庁の実態的監督主義の下で比較的統一的であった保険約款も、自由化・規制緩和の流れの中、昨今は多様化している。

この点、保険法部会では、各規律毎に（片面的）強行規定<sup>5</sup>とすべきか否かが検討されており、保険法現代化に伴い、「強行規定」に係る実務は統一化されることになる<sup>6</sup>。また、任意規定についても、消費者契約法 10 条がより一層意識され、相応の実務の収斂が図られるものと思われる。こうして、保険法現代化を契機に、商品の多様性を認めつつも、保険契約者保護上必要な規律によって実務のスタンダードが再構築されることになる。それゆえ、保険者、消費者いずれの立

<sup>3</sup> 補足説明 3 頁、竹内昭夫「生命保険契約法の任意法性」別冊ジュリスト 97 号 10-11 頁（昭和 63 年）

<sup>4</sup> 江原健志「保険法の現代化に向けて」NBL 824 号 45 頁（平成 18 年）

<sup>5</sup> 中間試案 2 頁は、規定に反する約定を無効とする規定を強行規定と、規定に反する約定で保険契約者・被保険者に不利なものが無効とされる規定を片面的強行規定と位置付けている。

<sup>6</sup> 片面的強行規定については保険契約者に有利な方向で差が生じる可能性はある。

場からも、新保険法は、公正・衡平で透明なルールであるとともに、契約当事者の権利・義務が分かりやすく明示されるものであることが期待されている。

### 3. 告知義務制度へのいわゆるプロ・ラタ主義の導入

#### (1) 中間試案の概要

中間試案では、告知義務を質問応答義務と位置付けた<sup>7</sup>上で、告知義務違反の効果として、次の二案が示されている（中間試案2-4頁、補足説明9-17頁）。

##### A案（現行通り（いわゆるオール・オア・ナッシング主義の維持））

被保険者等が故意・重過失により告知義務に違反した場合に、保険者は契約を解除することができることとする。

##### B案（いわゆるプロ・ラタ主義の導入）

被保険者等が故意に告知義務に違反した場合に、保険者は契約を解除することができることとする。告知義務違反が被保険者の重過失による場合は、正しい告知がなされていれば保険者が保険契約を締結しなかったであろうときには保険者は契約を解除することができることとし、それ以外るとき（例えば、正しい告知がされていたとすれば保険者がより高い保険料で契約を締結したであろうとき）には、一定の方法により保険金が減額されるものとする。

A案と共にB案を提案した趣旨につき、補足説明<sup>8</sup>では、概ね次のように説明されている<sup>9</sup>（補足説明14頁）。

<sup>7</sup> 保険約款では、告知は、保険者が書面で告知を求めた事項、または会社の指定する医師が口頭で質問した事項に限ることとしており、実務上は質問応答義務が前提とされている。

<sup>8</sup> 補足説明15-16頁では、B案の「一定の方法」について、①保険者は約定した保険料の額の本来支払われるべきであった保険料の額に対する割合により保険金を減額した責任を負うものとする考え方、②保険者は正しい告知がされていたとすれば締結していたであろう契約の内容に従って保険金を支払う責任を負うものとする考え方、③保険者は保険契約者等において告知をしなかった事実が保険事故の発生及び損害の範囲に対して及ぼす影響、保険契約者の過失その他の事情を考慮して合理的な範囲内で保険金を減額した責任を負うものとする考え方などが例示されている。

<sup>9</sup> プロ・ラタ主義に関する立法論につき、山下友信「告知義務・通知義務に関する立法論的課題の検討」黒沼悦郎・藤田友敬編『江頭憲治郎先生還暦記念 企業法の理論（下巻）』397-411頁（商事法務、平成19年）、木下孝治「保険契約における情報格差の是正と不正請求対策」商事法務1808号17-19頁（平成19年）、拙稿「生命保険契約の告知義務に係るいわゆるプロ・ラタ主義の導入について」生命保険論集158号1-60頁（平成19年）

- ①フランス<sup>10</sup>、イタリア<sup>11</sup>、スウェーデン<sup>12</sup>の他、ドイツの新保険法<sup>13</sup>で採用された考え方であること<sup>14</sup>。
- ②告知をしなかったことが故意によるものでない場合の制裁的な効果は最小限にとどめるべきであること。

## (2) 現行実務・比較法を踏まえた考察

### ア. 背景

プロ・ラタ主義を採用する国では、同主義を導入した趣旨を、オール・オア・ナッシング主義の過酷さを緩和することにあると説明されることが一般的である。例えば、フランス、ドイツでは、告知義務違反の効果としてのプロ・ラタ主義は、それぞれ 1930 年、2007 年の保険法改正で導入されたが、それ以前は、被保険者等の告知義務違反が軽過失の場合にも問われ、かつ何らの返戻金も支払わない点での過酷さが問題とされていた<sup>15</sup>。また、現行商法保険法が採用する、いわゆる因果関係原則（商法 678 条 2 項、645 条 2 項但書。告知義務違反の事実と保険事故原因との間に因果関係がない場合に保険者は保険金の支払を免れない規律をいう。）は、アメリカ、フランス、イギリス、イタリア等では採用されておらず、イギリスではその点の過酷さがプロ・ラタ主義導入を検討する背景の一つとも言われている<sup>16</sup>。なお、イタリアでは、プロ・ラタ主義は告知義務違反が被保険者の軽過失の場合のみ適用される<sup>17</sup>（イギリス法律委員会の立法提案も同様）。

<sup>10</sup> フランス保険法典(CODE DES ASSURANCES)L.113-9 条

<sup>11</sup> イタリア民法典(Codice Civile(Regio Decreto 16 marzo 1942, n. 262)1893 条

<sup>12</sup> スウェーデン消費者保険法(Konsumentforsakringslag)30 条

<sup>13</sup> ドイツ新保険法(Entwurf eines Gesetzes zur Reform des Versicherungsvertragsrechts)19 条。同法では、契約締結後における保険契約者等の義務違反の適用において行われる割合的な減額に限り「プロ・ラタ主義」と位置付けている（同法 28 条）が、本稿では、告知義務違反の効果として、正しい告知がされていたとすれば締結していたであろう契約の内容に従って保険金を支払う責任を負うものとする同法の規律も含め、「プロ・ラタ主義」として論じることとしている。なお、同法は、2007 年 9 月にドイツ連邦参議院を承認したものとみなされ、2008 年 1 月 1 日の施行を予定している。

<sup>14</sup> ドイツ、フランス、イタリアの保険法の翻訳につき、新井修司・金岡京子・笹本幸祐・岡田豊基・潘阿憲『ドイツ、フランス、イタリア、スイス保険契約法集』（日本損害保険協会・生命保険協会、平成 18 年）、ドイツの保険法改革のための専門家委員会の中間報告書の邦訳につき新井修司・金岡京子『ドイツ保険契約法改正専門家委員会最終報告書(2004)（訳）』（日本損害保険協会・生命保険協会、平成 18 年）

<sup>15</sup> 生命保険協会『生命保険契約に係るいわゆるプロ・ラタ主義に関する海外調査報告書(フランス・イギリス・ドイツ)』仏 6-7・26 頁・独 5-6・21 頁（生命保険協会、平成 19 年）

<sup>16</sup> 前掲注(15) 英 8・31-32 頁

【資料 2】告知義務の効果（※ 1）に関する各国法制の比較

国	主観的要件				除斥期間 （※ 2）	因果関係 原則（※ 3）
	故意	重過失	軽過失	無過失		
日本	解除	解除				
アメリカ（NY）	取消	取消	取消	取消		なし
イギリス	現行	無効	無効	無効	なし	なし
	法律委員会 論点書	無効	無効	プロ・ラタ	プロ・ラタ	なし
フランス	無効	プロ・ラタ	プロ・ラタ	プロ・ラタ	なし	なし
ドイツ	改正前	解除	解除	解除	10 年	
	新法	解除	プロ・ラタ		詐欺：10 年 その他：5 年	
イタリア	取消	取消	プロ・ラタ	プロ・ラタ	取消：5 年 解除：なし	なし
スイス	解約	解約			なし	

- ※ 1 保険事故発生後における告知義務違反の効果の比較に限定した。  
 ※ 2 保険者が解除の原因を知った場合についての除斥期間は除いた。  
 ※ 3 詐欺の場合、因果関係の有無に関わらず日本は無効（約款）、ドイツは取消、スイスは免責となる。  
 ※ 4 故意・重過失がある場合、因果関係原則は適用されない。

イ. 故意と重過失の区分

B 案は告知義務違反が被保険者等の重過失である場合の制裁的效果を最小限とするものであるため、B 案を導入する前提として、告知義務違反が被保険者の故意によるものか、あるいは重過失によるものかを区分することが必要になる。

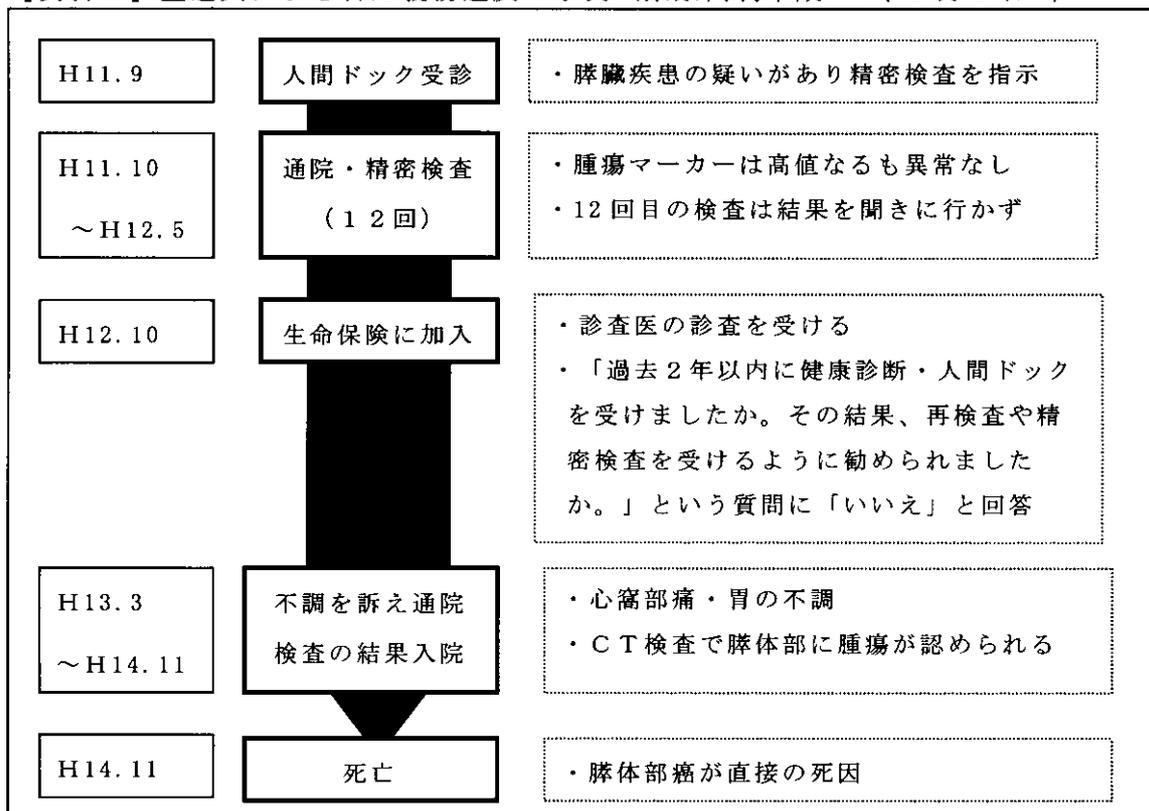
わが国では「重過失」の用法は、善良な管理者の注意を著しく欠くことをいい、①一般人を基準とすれば故意であるが、状況証拠しかなく故意とまではいえないもの（以下「故意に準ずる重過失」）、②量的に軽過失より重いもの（以下「程度の重い過失」）とがある<sup>17</sup>が、実務上は、前者の故意に準ずる重過失の場合にのみ告知義務違反による解除権が行使されることが一般的である。そのため、現行の裁判実務を前提に B 案が採用された場合、一般人を基準とすれば故意に告知義務に違反したものに対しても、保険金が支払われることになる。この点、イギ

<sup>17</sup> イタリア民法典 1893 条

<sup>18</sup> 竹内昭夫ほか『新法律学辞典』664 頁（有斐閣、第三版、昭和 63 年）

リス、フランス、ドイツにおいては、告知書の質問事項が、明確・具体的で分かりやすいものである場合は、告知義務違反の事実があれば、義務違反に対する被保険者等の故意が推定される実務運営がなされている<sup>19</sup>。特にドイツにおいては、法文上も、告知義務違反の事実が明らかとなった場合は、被保険者等において告知義務違反が故意ではなく重過失であることを証明したときに限り、プロ・ラタ主義が適用される<sup>20</sup>。すなわち、例えば、現行商法の下、資料 3 の事例では、被保険者等の故意は認められず「重過失による告知義務違反」として契約は解除されるが、ドイツ等では「故意」が推定された上、契約解除となる。そのため、

【資料 3】重過失による告知義務違反の事例（東京高判平成 17 年 2 月 2 日<sup>21</sup>）



<sup>19</sup> 生保協会・前掲（注15）仏9・36-41頁・英23-24頁・独55-56・69-70・73頁

<sup>20</sup> ドイツ新保険法19条。生保協会・前掲（注15）独69-70頁フォルカー・シェーフイツシュ連邦司法省保険法・IMO・国際統一商取引局参事官（Mr. Volker Schofisch Miniseterialrat, Head of Division, Insurance Law, IMO, UNCITRAL）発言。なお、生保協会・前掲（注15）独55-62頁では、ドイツ保険オンブズマンのヴォルフガング・ローマー教授（Prof. Wolfgang Romer）（元最高裁判所判事）は、故意に間違った行為をした者が保護を受けることは不要であり、保険者と保険契約者との均衡を図る意味で、重過失であることを証明するリスクは、誤った告知をした者が負うべきと述べている。

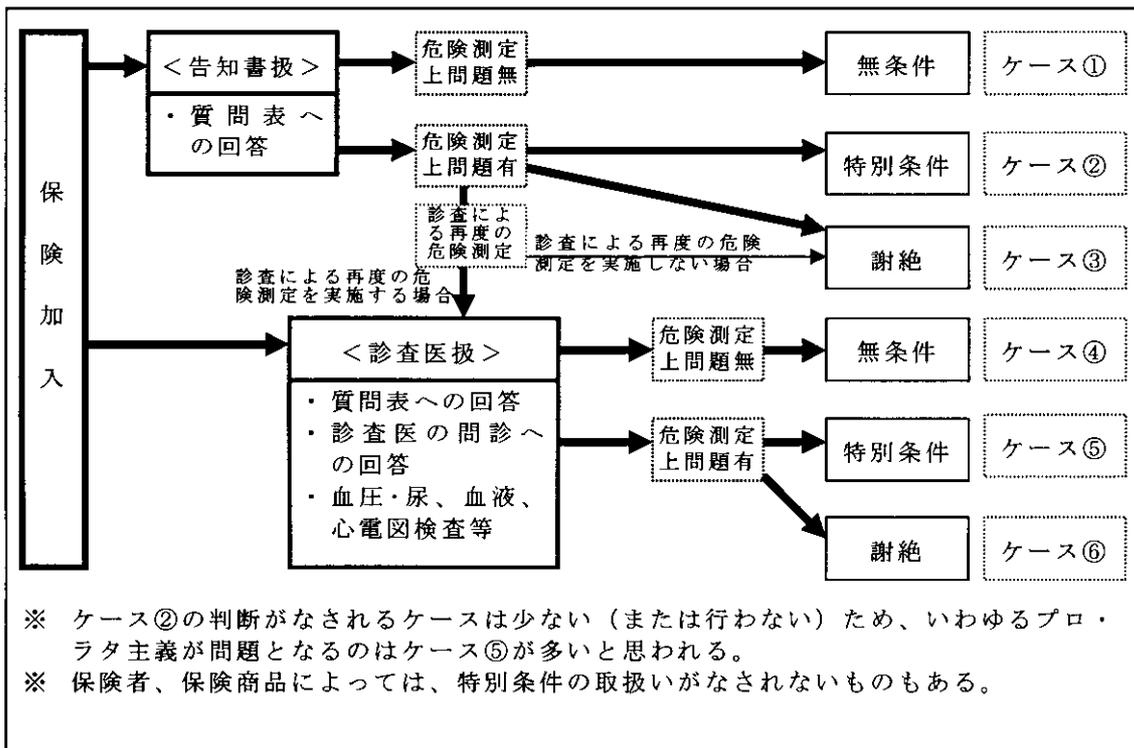
<sup>21</sup> 東京高判平成17年2月2日判タ1198号259-262頁

実務的には、解除の対象となる告知義務違反事例にほとんど差はないと思われる。

ウ. 加入時の健康状態の把握の可否

プロ・ラタ主義に基づき減額された保険金を支払うには、告知義務違反が判明した際に、契約締結時における告知義務違反の内容・程度を調査する必要がある。しかし、告知義務違反が判明するのは、保険事故発生後であり、かつ契約締結時より相当期間が経過していることが一般的であるため、保険者が契約締結時の告知義務違反の内容・程度を把握することが困難なケースが考えられる。この点、ホームドクターに照会すれば詳細な確認が可能なイギリスやフランスや、プロ・ラタ主義の適用に係る立証責任が保険契約者等にあるドイツとは環境が異なる<sup>22</sup>。

【資料4】 契約締結時の危険測定の例（正しく告知がなされた場合）



(3) 実務への影響

上記のようにB案は、理論的に優れた面はあるものの、克服すべき課題が多い

<sup>22</sup> 生保協会・前掲（注15）仏36頁・英34頁・独69-70頁

23。加えて、「分かりやすさ」という観点からも、B案はA案に比べて「内容が複雑である」との指摘がある<sup>24</sup>。また、B案は、故意と重過失で非常に大きな効果の差が生じるため、告知義務違反に係る被保険者等の故意の有無を巡る紛争が増加する可能性がある。その場合、現行裁判実務を前提とすれば、「故意に準ずる重過失」が認められるものについて「故意」と認定される可能性は低く、一般の善良な保険契約者の負担で保険金を支払うこととなる。この点につき消費者の不公平感が募れば、被保険者等が正しい告知をするインセンティブが阻害され、機会主義的行動を採る可能性も生じると思われる<sup>25</sup>。

保険契約には射幸性があり、また危険選択に係る情報が保険契約者等に偏在しているという特性に鑑みれば、B案をそのまま採用することは、実務にマイナスの影響を与える可能性が高いと思われる。マイナス面をクリアするためには、例えば、①告知義務違反判明時における被保険者等の故意の推定規定の整備、②被保険者等の医療情報等へのアクセスを容易とし、情報の偏在を解消することなどの検討が考えられる。しかし、そこまでの社会的コストを要せずとも、告知義務が、保険者から質問された事項のみを回答すればよい義務であることが文理上明確となるのであれば、A案の下で、重過失の認定を慎重に行うことにより、保護すべき保険契約者等の保護という目的が達成でき、かつ分かりやすい制度となると思われる。

ただし、こうした評価は、被保険者等が告知事項を契約締結時に告知する負担

<sup>23</sup> (2)イウで掲げた課題の他、①プロ・ラタ主義の下では、支払保険金の額を争う紛争が増加し、コスト増が善良な保険契約者の負担となる、②支払保険金の額を争う紛争を解決する手段は、当該保険者の引受基準によるしかないが、引受の判断には裁量が伴うものであること、また、そもそも引受基準を公開の法廷の場に提出することの当否に問題はないのか、③わが国では保険者が引受けに際して条件を付す場合には、特別保険料の徴収のほかに、保険金削減、特定部位不担保の方法もあり、比例減額以外の方法との調整が必要であること、④告知義務違反の事実を知ってから1か月という現行の解除権行使の除斥期間の延長の必要性等の課題が考えられる。プロ・ラタ主義に関する課題の考察につき、木下・前掲注(9)、拙稿・前掲(注9)「生命保険契約の告知義務に係るプロ・ラタ主義の導入について」生命保険論集158号45-58頁(平成19年)。

<sup>24</sup> 法制審議会保険法部会第10回会議議事録34-35頁  
(<http://www.moj.go.jp/SHINGI2/070530-1-1.pdf>)

<sup>25</sup> 法制審議会保険法部会第1回会議参考資料「生命保険に関するアンケート集計結果」(<http://www.moj.go.jp/SHINGI2/HOKEN/hoken05.pdf>)。なお、法制審議会保険法部会第1回会議議事録(<http://www.moj.go.jp/SHINGI2/061101-1-1.pdf>)40頁によれば、アンケート結果の妥当性につき賛否両論の意見が見られたようである。

が比較的小さいことを前提とする。生命保険会社においては、告知書に係る実務を、より一層明確・具体的に、かつ分かりやすいものとするため、不断の努力を行う必要があるといえる。

#### 4. 未成年者を被保険者とする死亡保険

##### (1) 中間試案の概要

中間試案は、他人を被保険者とする死亡保険契約につき、当該被保険者の同意がなければその効力を生じないものとしている（ただし、一定の場合には、同意を不要とする。）。その上で、(ア)被保険者が未成年者等の制限行為能力者である場合の被保険者同意は法定代理になじむのか、(イ)一定年齢未満の未成年者を被保険者とする死亡保険契約のうち一定の保険金額（例えば葬儀費用程度（300～500万円程度））を超える部分を無効とするものの当否について、今後の検討課題としている（中間試案 18-19 頁、補足説明 69-75 頁）。補足説明では、(ア)(イ)を検討課題とする趣旨について、概ね次のように説明している。

##### (ア) 法定代理人による被保険者同意の当否

現行商法上、被保険者が未成年者である場合に、被保険者の同意をどのように得るかについて直接規定した規律はなく、解釈に委ねられており、学説上は、親権者等の法定代理人がすることができるとの指摘や、被保険者の同意の趣旨に鑑みると、親権者等による代理には親しまないとの指摘がされている。

##### (イ) 未成年者の保険の金額制限の要否

学説上、諸外国の立法例を参考に、一定年齢未満の未成年者の保険を禁止すべきとか、死亡保険金額の上限を法定すべきとの立法論的提案がなされることがある。保険法部会でも、モラル・リスクへの懸念や、未成年者を被保険者とする死亡保険の必要性やその当否に対する疑問等が指摘された。他方で、保険法部会では、未成年者を被保険者とする死亡保険について、①加入動機には色々なものがあること、②保険加入の要否は市場において保険契約者が判断すべきであること、③モラル・リスクに対しては免責規定や刑事法等で対応すべきであること、④相当数の契約が存在すること、⑤実務上、個々の事案毎に慎重な引受けの審査をし

ていること、⑥未成年者が殺害される事案は無理心中が大半であること等が指摘された。そのため、一定の保険金額を超える契約を無効とすることの必要性やその当否について検討する必要がある。

## (2) 被保険者の同意

中間試案は、他人を被保険者とする死亡保険について、被保険者の同意を効力発生要件とし、現行商法 674 条の同意主義<sup>26</sup>を維持することとしている。現行商法が同意主義を採る趣旨は、一般に、①賭博的利用の禁止、②モラル・リスクの事前の抑止、③人格権的な利益の保護にあると言われている<sup>27</sup>。被保険者の同意は、契約成立に向けられた意思表示ではなく、準法律行為に該当し、民法の意思

### 【資料 5】他人を被保険者とする死亡保険の各国法制の比較

国名	規律内容	備考
日本	1890(旧商) 利益主義 → 1899(商) 親族主義 → 1911(改正) 同意主義 → <現在> 同意主義	
アメリカ	(判例法*) 利益主義 → <現在> 利益主義	被保険者同意も必要とする州法もある※2
イギリス	1774 法 利益主義 → <現在> 利益主義	
フランス	1930 法 同意主義 → <現在> 同意主義	
ドイツ	1908 法 同意主義 → <2007 法> 同意主義	
イタリア	(旧商法) 利益主義 → 1942 民法 同意主義 → <現在> 同意主義	
スイス	1908 法 同意主義 → <現在> 同意主義	
ベルギー	1874 法 利益主義 → <1992 改正> 同意主義	但し、受取人に被保険利益が求められる

※1 Connecticut Mut. Life Ins. Co. v. Schaefer, 94 U.S. 457(1876)など

※2 ニューヨーク州法 3205 条など

<sup>26</sup> わが国では、明治 23 年の旧商法では利益主義を採り（旧商法 678 条）、明治 32 年の商法制定時は親族主義（改正前商法 428 条）を採っていた。その後明治 44 年改正により同意主義が採られ、現在に至っている。他人を被保険者とする死亡保険の規律の変遷につき、江頭憲治郎「他人の生命の保険契約」ジュリスト 764 号 59-61 頁（昭和 62 年）、福田弥生「他人の生命の保険契約」日本大学法学紀要第 27 巻 254-263 頁（昭和 57 年）、遠山優治「他人の生命・身体の保険契約について」生命保険論集 160 号 164-165 頁（平成 19 年）

<sup>27</sup> 江頭・前掲（注 26）58-59 頁、山下『保険法』268 頁（有斐閣、平成 17 年）

【平成 19 年度日本保険学会大会】  
 共通論題「保険契約法の現代化と消費者利益」  
 レジュメ：田口 城

表示に関する一般原則が類推適用される<sup>28</sup>。なお、わが国同様に同意主義を採用する国としては、例えばフランス、ドイツ、スイス、イタリア、ベルギーなどが挙げられる。

(3) 未成年者の保険に係る現行実務・比較法を踏まえた考察

ア. 保険の販売状況

平成 18 年度の新契約の実績を見ると、0～9 歳につき、新契約件数は約 65 万件、新契約高は約 2 兆 8000 億円、10～19 歳につき、新契約件数は約 57 万件、新契約高は約 5 兆 2000 億円という状況である。未成年者の保険についての業界全体の保有契約高を示す統計はないが、全年齢の保有契約件数が約 1 億 1000 万件であることから推計すれば、1000 万件程度は存在すると思われる。

【資料 6】未成年者の生命保険の年齢別新契約統計（平成 18 年度）

保険 種類	0～9 歳					10～19 歳					全年齢	
	件数① 件	※ %	金額② 百万円	※ %	②/① 万円	件数③ 件	※ %	金額④ 百万円	※ %	④/③ 万円	件数 件	金額 百万円
定期	14,259	1.0	31,169	0.1	403	49,737	3.6	344,429	1.4	692	1,346,527	23,204,604
終身	91,290	4.2	683,684	2.9	748	190,814	0.8	2,634,151	11.3	1,380	2,166,247	23,254,889
養老	32,606	6.4	243,687	11.3	747	49,175	2.2	320,538	14.8	650	504,949	2,153,102
その他	510,837	10.8	1,826,462	2.7	350	282,567	1.5	1,903,501	10.3	673	4,705,429	18,433,098
合計	648,992	7.4	2,814,764	4.1	433	572,293	6.5	5,207,657	7.7	909	8,723,152	67,045,735

(出所) 生命保険協会 HP 「生命保険事業概況 7 年齢階層別・男女別統計表（全 38 社会計）個人契約（新契約）」

※ 当該年齢の全年齢に占める割合。年金保険を除く。

イ. 未成年者の保険の仕組み

生命保険会社が生存保険、傷害・疾病保険を設計する場合、死亡保険との混合保険とすることが一般的である。未成年者の保険も同様であり、立法論を検討する上では「死亡保険」が問題となるが、実務上は、生死混合保険、傷害・疾病保険と死亡保険の混合保険の在り方が問題となる。保険金支払事由が「死亡」のみ

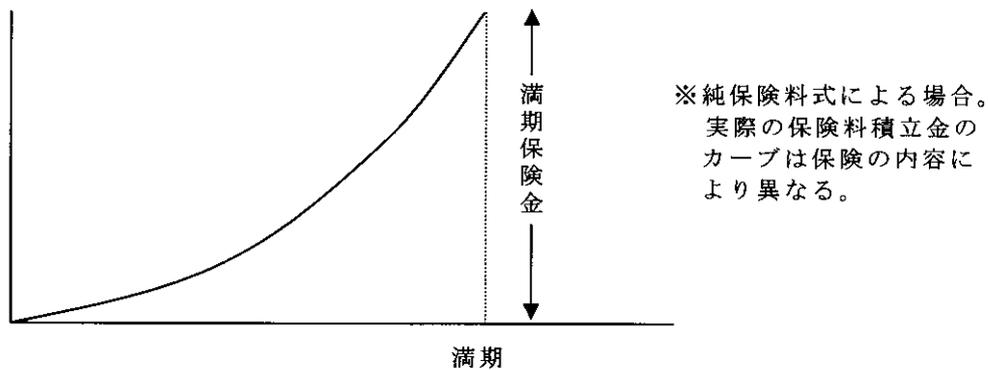
<sup>28</sup> 大森忠夫『保険法』271 頁（有斐閣、補訂版、昭和 60 年）、山下・前掲（注 27）269 頁

の生命保険<sup>29</sup>が販売されることがない理由には、大きく①保険料積立金の存在、  
 ②傷害・疾病保険と死亡保険の接近の二点が考えられる。

①保険料積立金の存在

生命保険の保険料は、平準保険料式にて算出されるため、保険期間が1年を超える場合は、基本的に保険料積立金の積み立てを必要とする。特に満期直前の生存保険においては満期保険金額とほぼ同額の保険料積立金を必要とすることから、保険料積立金額はかなり高額となる。保険料の低廉化と満期時のリターンの向上を目的とし、保険期間満了時に生存している場合にのみ生存保険金を支払う商品を開発することも理論上は可能であるが、被保険者の死亡時に何らの返戻金も支払われないとすることは、「貯蓄」を保険加入目的の一つとする消費者ニーズにそぐわない。そのため、生存保険を供給する場合、満期保険金額以上の死亡保険との組み合わせによる混合保険とならざるを得ない。

【資料 7】生存保険の保険料積立金（イメージ）



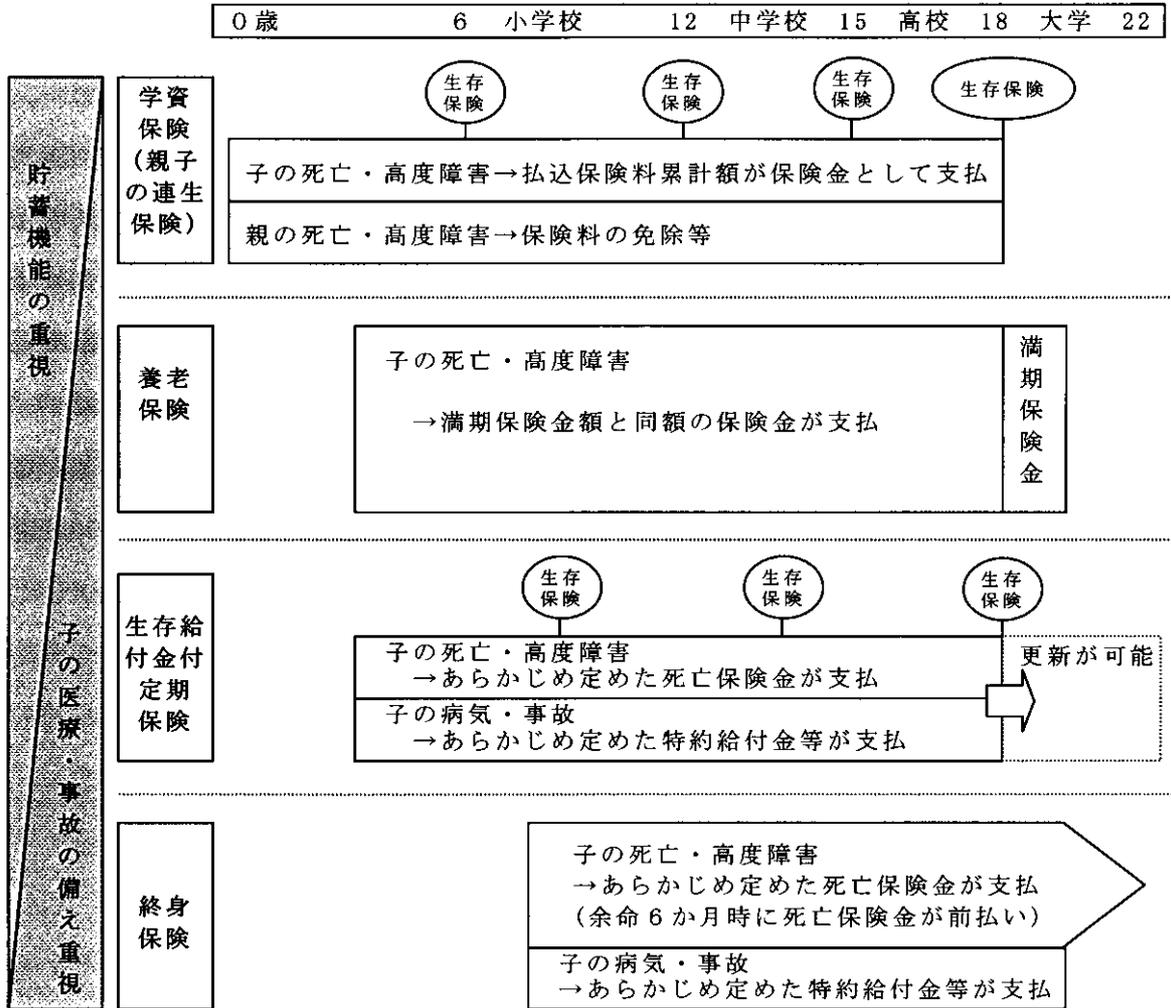
②傷害・疾病保険と死亡保険の接近

死亡保険は、保険金受取人の生活保障を主たる意義とするものであるが、死亡保険を前払いすることにより、被保険者が「生きるため」に保険を利用すること

【資料 8】死亡保険金の前払いの機能を有する保険

保険種類	保険金支払事由の概要
高度障害保険金	両眼視力、言語機能、両上肢、または両下肢の喪失等
三大疾病保障保険	癌の診断確定、急性心筋梗塞・脳卒中の 60 日間の状態の継続
リビングニーズ保険	余命 6 か月の診断

【資料 9】ライフサイクルと未成年者の保険（第一生命の例）



※商品設計の一例であり、加入目的に応じ、他に色々なバリエーションの設計例もあり得る。

が可能である。例えば、高度障害保険金や、いわゆる「リビングニーズ特約」がこれに該当する。いずれも、死亡保険金の「前払い」という発想から開発された商品であり、一般に、医療・介護費用や社会的活動を支援する費用として利用されている。高度障害保険金やリビングニーズ特約は、死亡保険金の存在を前提としているため、保険金額は死亡保険金額と同額か、またはそれ以下とされる。いわば、傷害・疾病保険と死亡保険の接近という状況が生じており、高度障害保険金やリビングニーズ特約の付加をする場合には、これらの保険金と同額の死亡保険金の組み合わせによる混合保険とならざるを得ない。

#### ウ．未成年者の保険の被保険者同意の取得方法

実務上、未成年者が被保険者の死亡保険については、未成年者が 15 歳以上の場合は申込書の被保険者同意欄に未成年者本人が自署・捺印するとともに、親権者同意欄に親権者が自署・捺印することを原則とすることが一般的である<sup>30</sup>。未成年者が 15 歳未満の場合も、親権者同意欄に親権者が自署・捺印することが必要であるが、被保険者同意欄については未成年者本人の自署・捺印に代えて親権者の自署・捺印を認めている。

被保険者が未成年者の場合に、親権者が被保険者の同意を代理し得るかについては解釈が分かれている<sup>31</sup>が、実務上は、一般に、①被保険者同意は準法律行為である<sup>32</sup>こと、②親権者の有する親権は民法 824 条の財産管理権にとどまらず、広く身上監護権を有する<sup>33</sup>ことなどの考えに基づき、代理を認める立場<sup>34</sup>を採っている（被保険者が成年被後見人の場合も、同様に、成年被後見人が被保険者の同意を代理する実務を執り行っている。）。これに対し、死亡保険の被保険者同意を親権者が代理すると解釈することは適当ではないとの意見もある<sup>35</sup>。しかし、①未成年者の死亡保険は、実務上は生存保険や傷害・疾病保険との混合保険であり、生存保険や傷害・疾病保険の加入手続に関して身上監護権を認めることに異論はないと思われること、②親権が及ばないとなると、意思能力を有する未成年者が親権者の知らないところで、単独で被保険者同意を行うことが可能となること等から、未成年者の意思能力の有無にかかわらず、むしろ積極的に親権者が未成年者の保険の被保険者同意に関与する方が、実務に親しむものと考えている。

---

<sup>30</sup> 保険法部会第 5 回会議議事録 9 頁 (<http://www.moj.go.jp/SHINGI2/070214-1-1.pdf>)。成年者が社会人である場合は親権者の同意は取得しない実務を執り行う保険者もある。

<sup>31</sup> 江頭・前掲（注 26）64 頁

<sup>32</sup> 大森・前掲（注 28）271 頁、江頭・前掲（注 26）64 頁、西島梅治『保険法』324 頁（悠々社、第三版、平成 10 年）、山下・前掲（注 27）269 頁

<sup>33</sup> 我妻栄『親族法』328・330 頁（有斐閣、昭和 36 年）

<sup>34</sup> 親権者による被保険者同意の代理を認める立場として、大森・前掲（注 28）271 頁、江頭・前掲（注 26）64 頁、石田満『商法Ⅳ（保険法）』282 頁（青林書院、改訂版、平成 9 年）、西島・前掲（注 32）324 頁、山下・前掲（注 27）272 頁

<sup>35</sup> 保険法部会第 10 回会議議事録 18 頁、田中誠二・原茂太一『新版保険法』293-294 頁（千倉書房、昭和 27 年）

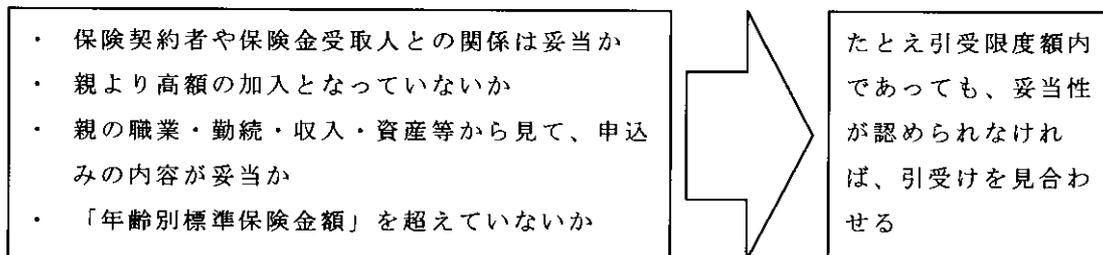
エ. モラル・リスクへの対応

未成年者を被保険者とする死亡保険契約一般について、モラル・リスクを懸念する意見<sup>36</sup>も多い。保険会社においては、免責規定や刑事法等、法令・約款に基づく全般的な対応<sup>37</sup>に加え、未成年者の引受限度額を引き下げ、また資料 10 の例のように個々の事案毎に慎重な引受けの審査をするといった対応を行うことが一般的である<sup>38</sup>。

【資料 10】引受の最高上限限度額（第一生命の場合）

	未成年者			成年者
	3～5 歳	6～14 歳	15～19 歳	20 歳以上
既契約通算引受限度額	2,000 万円	3,000 万円	5,000 万円	5 億円

【資料 11】未成年者の保険に係る審査の視点の例



オ. モラル・リスクの抑止状況

保険金目的殺人の検挙件数中、未成年者が被害者となったものは 1 割程度とされている<sup>39</sup>。未成年者を被保険者とする死亡保険が保険全体に占める割合が 14%程度（平成 18 年度）であることに鑑みると、現行実務の下で、未成年者を被保険者とする死亡保険の保険金目的殺人の割合が顕著に高いという事実はない

<sup>36</sup> 保険法部会第 10 回会議議事録 11 頁

<sup>37</sup> モラル・リスク抑止の法理を概観したものとして、甘利公人「モラルリスクとその防止策」金融・商事判例 1135 号 152-159 頁（平成 14 年）。

<sup>38</sup> 保険法部会第 5 回会議議事録 11-12 頁、保険法部会第 10 回会議議事録 8-9 頁

<sup>39</sup> 西村高等法務研究所（所長：落合誠一・研究会メンバー：甘利公人・松村敏弘・高橋真一・星明男）「研究会報告書」7 頁（平成 19 年）

（[http://www.jurists.co.jp/ja/nials/news\\_b/pdf/report\\_0709.pdf](http://www.jurists.co.jp/ja/nials/news_b/pdf/report_0709.pdf)）、保険法部会第 10 回会議議事録 9 頁

【平成19年度日本保険学会大会】  
 共通論題「保険契約法の現代化と消費者利益」  
 レジュメ：田口 城

といえる<sup>40</sup>。なお、筆者が所属する保険会社で過去6年間の故殺発生状況を調査<sup>41</sup>したところ、14歳以下の未成年者が被害者となった故殺の割合は3件（6%程度）であり、いずれも、保険契約者（親）による無理心中の事案であった。

【資料12】保険金目的殺人の検挙件数から見た分析

情報ソース		被害者数			備考
		全年齢	未成年者が被害者	占率	
新聞報道、最高裁判例検索、インターネット検索等※	検挙確認ベース	45人	4人	8.8%	平成6～19年の累計
	犯行報道ベース	64人	7人	10.9%	平成6～19年の累計
（参考） 法務省「犯罪白書」、警察庁「平成18年の犯罪情勢」		76人	—	—	平成7～17年の累計

（出所）西村高等法務研究所「研究報告書」別紙2（※については、平成15年1月1日～平成19年8月30日までの新聞報道、平成14～17年までの判例（最高裁の判例検索システムで事件番号が（わ）のもの）、インターネット検索をもとに作成された

【資料13】故殺の発生状況（第一生命の場合）

	H18	H17	H16	H15	H14	H13	合計
全年齢(件)	4	10	10	9	6	9	48
0～19歳(件)	0	0	0	0	2	2	4
占率(%)	0	0	0	0	33.3	22.2	8.3
0～14歳(件)	0	0	0	0	2	1	3
占率(%)	0	0	0	0	33.3	11.1	6.2

（出所）第一生命保険金部の独自調査による。加入時・死亡時ともに未成年者の保険を抽出し、分析した。

<参考>故殺免責の内訳

	商品	保険金額		年齢		備考
		普通死亡	災害死亡	加入時	死亡時	
0～14歳	学資保険	14万円	—	0歳	0歳	母子心中
	学資保険	37万円	—	0歳	3歳	母子人中
	学資保険	26万円	+100万円	0歳	5歳	父親が母子殺害
15～19歳	養老保険	300万円	+400万円	4歳	18歳	母子心中

<sup>40</sup> 西村高等法務研究所・前掲（注39）7頁は、モラルリスク対策に関する約款、法令、監督行政が未成年者についてのみ抑止効果を発揮しない理由は見当たらず、また抑止効果が低いことを裏付ける統計上の証拠もないとする。

<sup>41</sup> 保険法見直しの検討に伴い、平成18年において調査可能な過去5年分の調査を行い、以降年度終了毎に調査を継続したものの。

生存保険、傷害・疾病保険は、実務上死亡保険と一体として設計しなければならないため、死亡保険の金額を制限することは生存保険、傷害・疾病保険の供給をも制限することを意味する。補足説明では、諸外国の例<sup>42</sup>等を参考に、死亡保険金額を葬儀費用程度（300～500 万円）程度とすべきとの意見も紹介されたが、当該金額を超える保険もわが国においては供給され、実際に多数の保険契約者が加入している。金額制限の規律はこれらの商品供給の制限を意味し、実務に大きな影響を与える。

これに対し、保険法部会では、死亡保険金額は葬儀費用程度に抑える一方で高度障害保険金を高額とする商品を供給することにより実務への影響を回避できるとの意見も出されている<sup>43</sup>。しかし、経験率に基づき高度障害保険金部分の保険料率を計算すること自体は可能であるが、実際にこうした意見を実践するには、幾つかの実務上の障害がある。

第一に、教育資金の貯蓄機能を目的とした生存保険金額に与える影響は回避できない。前述のとおり、生存保険については、満期時に保険料積立金が生存保険金額と同額になることから、死亡保険金額を小額とした場合は生存保険金額も小額としなければならない。よって、例えば、子の大学進学費用を一時払い養老保険を利用して準備するといった対応は困難となるといえる。

第二に、死亡保険金と高度障害保険金とが異なる金額となるように設計した場合に、消費者の納得を得られるような区分を設けることに難渋するという問題がある。高度障害保険金は高度障害状態となったことを保険事故とする保険であり、症状の固定が支払の要件とされている。そのため、被保険者が生存中の場合は現行実務と同様の審査を行えば足りるが、被保険者の死亡後に審査を行おうとすると、死亡原因そのものではないため、十分な記録が残っておらず、的確な調査を行うことが困難な場合も考えられよう。現在は高度障害保険金と死亡保険金を同額にすることによりこうした問題を回避しているが、この点が克服できなければ、高度障害保険金の支払事由を審査が容易なものに限定するか、高度障害保険金額

<sup>42</sup> 例えば、フランスでは 12 歳未満の未成年者を被保険者とする死亡保険の締結が禁じられている（保険法典 L. 132-3 条）。

<sup>43</sup> 保険法部会第 5 回会議議事録 8-9、13-14 頁、保険法部会第 10 回会議議事録 13 頁

【平成 19 年度日本保険学会大会】

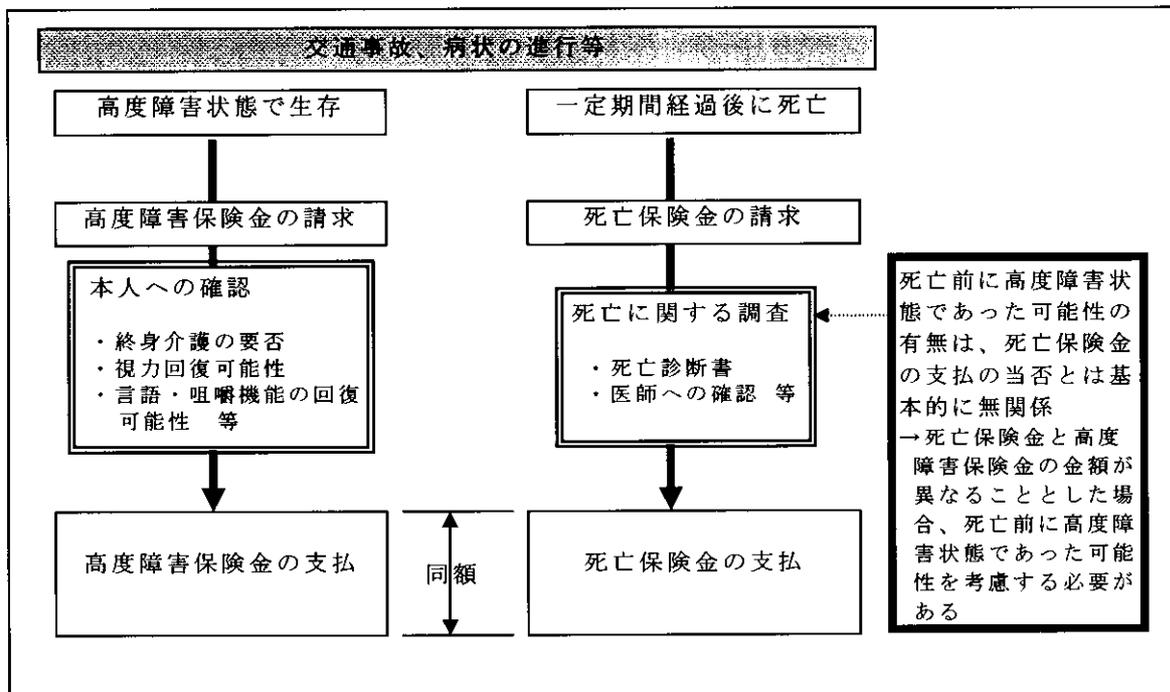
共通論題「保険契約法の現代化と消費者利益」

レジュメ：田口 城

を死亡保険金額と同額にまで引下げざるを得ないといえる。

第三に、高度障害保険金のみを高額とし、死亡保険金額を小額とすることは、実質的な保険料の高料化に繋がる可能性がある。保険料を実質的に低廉なものとするためには、基本的に、保険群団の収支を安定させることが有益である。この点、高度障害保険金も同様であり、発生率の実績値こそ低いものの、保険金額が高額であるため、予定値と実績値の差が群団に与える影響が大きいことから、安定した群団とともにリスク管理を行うことが求められる。そのため、現時点では、傷害・疾病保険に比べ、死亡保険の方が基礎データは充実しており、安定的に将来の収支を見通すことが可能であること、また異なるリスクを組み合わせることでリスク全体の低減と安定化を図ることが可能になることに鑑みれば、死亡保険と同じ保険群団で収支を見通すからこそ、低廉な保険料率による高額な高度障害保険金の供給が可能になるといえる。

【資料 14】 高度障害保険金の支払手続の主な流れ



(5) 未成年者の保険の社会的意義

未成年者の死亡保険について葬儀費用を超える金額の部分を無効とすべきとの

考え方は、未成年者の死亡により、葬儀費用以外には費用が発生せず、家計に金銭的影響が生じないことを前提としていると思われる<sup>44</sup>。言い換えれば、いわゆる被保険利益が保険加入時に顕在化しておらず、また保険金受取人に不当な利得を生じさせることを批判するものと思われる<sup>45</sup>。

確かに、スポーツ選手、芸能人等の一部の未成年者を除けば、未成年者本人が家計の中心となることは稀である。しかし、例えば、余命僅かな状況で最先端の治療を施したものの死亡し、高額の治療費が未払いとなっているケース等、未成年者の死亡に伴い、金銭的負担が生じることもあり得よう<sup>46</sup>。その他にも、我が子の死亡原因を追及し、また事件・事故の再発を防止するための社会活動の費用として利用されるケース、将来の子の経済的負担の軽減や保険加入困難となることの可能性を考慮し、あらかじめ親が子に保険を付保し、子の独立とともに子へと保険契約者を変更する形で利用されるケース等、少子化社会の中で、色々な形で未成年者の保険は利用されており<sup>47</sup>、葬儀費用を超える部分について、保険金受取人等に不当な利得のみが生じているという批判はあたらない。(3)アで述べた現実の販売状況も踏まえれば、保険加入時に広義の意味での被保険利益の顕在化が不要な定額保険であるからこそ、未成年者を被保険者とする混合保険における死亡保険部分が社会的に相応の役割を担っていることは否定できないと思われる<sup>48</sup>。

一方、たとえ混合保険といえども、未成年者に無制限に高額の死亡保険を付加する必要はないことも明らかである。保険者には保険悪用を未然に防止する責務

<sup>44</sup> 保険法部会第 5 回会議議事録 13-14 頁。なお、西村高等法務研究所・前掲（注 39）は、実需が想定できないことを理由に契約法上認める必要がないとの考え方に対し、市場に委ねて弊害の生じないものは市場に委ねることを原則とすべきとして批判する。また、実需があるのは医療保障や高度障害保障の部分のみであるとの前提に立てば、市場メカニズムによりそのような商品が供給されるはずであると批判する。

<sup>45</sup> この他子と親権者の利益相反を懸念するものとして、竹濱修「生命保険契約に固有の問題」商事法務 1808 号 49 頁。

<sup>46</sup> この他未成年者が自損事故により死亡した際に、本人の過失により他人に損害を与えたケース等もある。

<sup>47</sup> この他我が子の存在の証を世に残すために保険が利用されるケース等、子を失った悲しみから立ち直るきっかけとして利用されている。

<sup>48</sup> 日本弁護士連合会「保険法見直しに関する中間試案についての意見書」58-59 頁  
(<http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/data/070913.pdf>)

---

があるが、更に進んで、特に社会的に保護すべき要請が高い未成年者について、特段の留意をすべきである。前述のとおり保険者において自律的に未成年者の保険の引受けについて慎重な審査を心掛けているが、こうした保険者の取組みが不十分であると評価される場合、保険悪用を未然防止する制度的対応が必要と思われる。しかし、その場合に契約法において金額制限の規律を設けることは、未成年者の保険の活用の道を塞ぐ最も厳しい立法である。まずは募集時における保険募集人の顧客の意向確認のあり方、保険者の内部統制のあり方等、他のアプローチにより改善すべき方策を検討すべきものとする。また、保険者においては、当該評価の結果にかかわらず、保険悪用を未然防止する不断の努力が必要である。

なお、被保険者の意思能力がない場合に被保険者同意を親権者・後見人が代理することができることについて解釈論を残すことは法的安定性の観点から適当ではなく、代理できる旨を保険法現代化に際して明らかとすべきと考える<sup>49</sup>。

## 5. おわりに

生命保険は、射倖契約であるがゆえ、社会的役割を果たすことも可能であれば、その一方で悪用もされ得るものである。この点、プロ・ラタ主義の導入の是非は保険契約者等への制裁の程度という意味で、未成年者の保険への金額制限は保険供給の制限という意味で、保険制度を運営する基本的な考え方に問題提起をするものであり、実務的に大きな影響を及ぼすと考える。生命保険に内在する危険性を防止しつつ、その経済的、社会的有用性を発揮できるよう、保険契約者保護と効率的かつ公正・衡平な事業運営の確保の観点から、保険法現代化の検討が積極的に行われることを期待したい。

以 上

---

<sup>49</sup> スイスでは行為無能力者の死亡保険につき法定代理人による同意を認めている（保険法74条1項）。